

## 蒲郡市寝具洗濯乾燥消毒サービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、要介護又は要支援の認定を受けているひとり暮らしの者及び重度心身障害者に対して、寝具の洗濯乾燥消毒を行い、福祉の向上を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、蒲郡市（以下「市」という。）とする。市は、派遣世帯の決定を除き、事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる民間事業者へ委託することができるものとする。

### (対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、市内に住所を有する市民税非課税世帯のうち、次の各号のいずれかに該当する者で、寝具の衛生管理が行き届かないものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護の認定を受けた者又は同法第32条の規定により要支援の認定を受けた者のうち、ひとり暮らしのもの
- (2) 身体障害者手帳1級若しくは2級の交付を受けている者、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者又は療育手帳A判定の交付を受けている者

### (事業内容)

第4条 前条に規定する対象者が使用している敷布団、掛布団、毛布等寝具の洗濯乾燥消毒を行う。

### (申請)

第5条 寝具の洗濯乾燥消毒を受けようとする者は、寝具洗濯乾燥消毒サービス利用申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を蒲郡市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

### (決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、これを審査し派遣の可否を決定し寝具洗濯乾燥消毒サービス利用決定（却下）通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

### (利用料)

第7条 この事業の利用料は、無料とする。

(実施回数)

第8条 この事業は、原則として年3回の実施とする。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第9条 市長は、この要綱に定める手続については、蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）及び蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する規則（平成18年蒲郡市規則第71号）の例により、電子情報処理組織を使用して行わせることができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業に必要な事項はその都度定める。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年5月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、改正前の第1号様式用の紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

寝具洗濯乾燥消毒サービス利用申請書

年 月 日

蒲 郡 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

下記のとおり寝具洗濯乾燥消毒サービスを受けたいので申請します。

記

対 象 者	ふりがな		電 話	
	氏 名			
	生年月日	年 月 日生 ( 歳)		
	住 所	<input type="checkbox"/> 申請者に同じ 〒 蒲郡市		
世 帯 員 の 状 況	氏 名	対象者との続柄	生年月日	備 考 欄

対象者以外の連絡先 (連絡が必要な場合のみ記入)	氏名	電話
貸し布団の希望 (希望者のみ○印)	掛布団 ・ 敷布団 ・ 両方	
その他連絡事項 (都合のつかない曜日・時間帯など)		

以下の事項について、同意します（□にレ点を記入してください）。

- 寝具洗濯乾燥消毒サービスの利用申請について、対象者及び世帯員の所得状況等に係る公簿等の閲覧等に関する所定の権限を蒲郡市長に委任します。

※市処理欄（記入しないでください）

掛布団	敷布団	非課税	ひとり暮らし	要介護	要支援	重度心身障がい者	該当	同意の有無
								有・無
手帳番号			障害名			障害等級	種 級	

第2号様式（第6条関係）

蒲 第 号  
年 月 日

寝具洗濯乾燥消毒サービス利用決定（却下）通知書

様

蒲郡市長

年 月 日付けで申請のありました寝具洗濯乾燥消毒サービスについて、下記のとおり決定（却下）したので通知します。

記

決定区分	1 派遣する 2 派遣しない	却下理由	
利用者名			
利用料	無料	実施日	事前に連絡します
特記事項			